

<p>三 疫学研究の推進</p> <p>国は、インフルエンザの発生及びまん延の状況の早期把握、流行予測の手法に関する研究を推進するとともに、<u>高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種の効果の検証</u>やインフルエンザに罹患した場合における脳炎や脳症の発症の可能性があるためにインフルエンザの高危険群に属する可能性がある乳幼児に関する疫学研究等を推進することが重要である。</p> <p>四 研究機関の連携体制の整備</p> <p>国及び都道府県等は、研究の充実を図るために、国立感染症研究所、地方衛生研究所、大学、国立病院、国立療養所等から成る研究機関の連携体制を整備するとともに、研究成果が相互に活用できる体制を整備することが重要である。</p> <p>五 研究評価の充実</p> <p>国は、研究の充実を図るために、研究の成果を的確に評価するとともに、国民や医療関係者等に対する公開及び提供を積極的に行ることが重要である。</p> <p>第五 國際的な連携</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>インフルエンザは、我が國のみならず世界中で発生する地球規模の感染症であり、我が国のインフルエンザ対策の充実と世界全体への貢献の観点から、国際機関、先進国等との連携を図りつつ、対策を進めていくことが極めて重要である。</p> <p>二 國際機関との連携強化</p> <p>国は、世界保健機関その他の国際機関への支援を通じて、国際的なインフルエンザの発生動向の調査の体制を構築するとともに、世界各地でインフルエンザが流行した場合には、その情報を迅速に収集できる体制を構築</p>	<p>三 疫学研究の推進</p> <p>国は、インフルエンザの発生及びまん延の状況の早期把握、流行予測の手法に関する研究を推進するとともに、インフルエンザに罹患した場合における脳炎や脳症の発症の可能性があるためにインフルエンザの高危険群に属する可能性がある乳幼児に関する疫学研究等を推進することが重要である。</p> <p>四 研究機関の連携体制の整備</p> <p>国及び都道府県等は、研究の充実を図るために、国立感染症研究所、地方衛生研究所、大学、国立病院、国立療養所等から成る研究機関の連携体制を整備するとともに、研究成果が相互に活用できる体制を整備することが重要である。</p> <p>五 研究評価の充実</p> <p>国は、研究の充実を図るために、研究の成果を的確に評価するとともに、国民や医療関係者等に対する公開及び提供を積極的に行ることが重要である。</p> <p>第五 國際的な連携</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>インフルエンザは、我が國のみならず世界中で発生する地球規模の感染症であり、我が国のインフルエンザ対策の充実と世界全体への貢献の観点から、国際機関、先進国等との連携を図りつつ、対策を進めていくことが極めて重要である。</p> <p>二 國際機関との連携強化</p> <p>国は、世界保健機関その他の国際機関への支援を通じて、国際的なインフルエンザの発生動向の調査の体制を構築するとともに、世界各地でインフルエンザが流行した場合には、その情報を迅速に収集できる体制を構築</p>
---	--

<p>することが必要である。</p> <p>三 先進国相互間の協力体制の整備</p> <p>国は、インフルエンザの予防方法、診断方法及び検査方法の標準化、治療方法の開発等について、先進国相互間で情報交換を行うとともに、共同でこれらを行う等の政府間や研究者間の協力体制の整備を進めていくことが重要である。</p> <p>四 開発途上国への協力</p> <p>インフルエンザ対策が公衆衛生上の優先課題となっていない国々に対する発生動向の調査体制の整備に関する技術支援を通じて、これらの国々におけるインフルエンザの発生動向等の情報を収集するとともに、感染の拡大の抑制等に向けた支援を行っていくことが重要である。このため、二国間保健医療協力分野においても、外務省等とも連携を図りながら、積極的に協力を推進することが望ましい。</p> <p>第六 新型インフルエンザウイルスの感染拡大阻止へ向けた危機管理体制の強化</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>A型インフルエンザウイルスの不連続変異によって引き起こされる新型インフルエンザウイルスによる汎流行に備えた対策は、決して独立の対策によるものではなく、通常のインフルエンザ対策の延長線上にあり、基本的には、通常のインフルエンザ対策の充実強化を図ることが、新型インフルエンザ対策の充実強化につながるものである。新型インフルエンザ対策は、このような認識に立ちつつ、新型インフルエンザウイルスの出現を想定した調査体制の確立、ワクチン供給体制の整備等の事前に對応しておくべき施策の着実な実施とともに、実際に新型インフルエンザウイルスが出現した場合の行動計画の策</p>	<p>することが必要である。</p> <p>三 先進国相互間の協力体制の整備</p> <p>国は、インフルエンザの予防方法、診断方法及び検査方法の標準化、治療方法の開発等について、先進国相互間で情報交換を行うとともに、共同でこれらを行う等の政府間や研究者間の協力体制の整備を進めていくことが重要である。</p> <p>四 開発途上国への協力</p> <p>インフルエンザ対策が公衆衛生上の優先課題となっていない国々に対する発生動向の調査体制の整備に関する技術支援を通じて、これらの国々におけるインフルエンザの発生動向等の情報を収集するとともに、感染の拡大の抑制等に向けた支援を行っていくことが重要である。このため、二国間保健医療協力分野においても、外務省等とも連携を図りながら、積極的に協力を推進することが望ましい。</p> <p>第六 新型インフルエンザウイルスの感染拡大阻止へ向けた危機管理体制の強化</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>A型インフルエンザウイルスの不連続変異によって引き起こされる新型インフルエンザウイルスによる汎流行に備えた対策は、決して独立の対策が必要なものではなく、通常のインフルエンザ対策の延長線上にあり、基本的には、通常のインフルエンザ対策の充実強化を図ることが、新型インフルエンザ対策の充実強化につながるものである。新型インフルエンザ対策は、このような認識に立ちつつ、新型インフルエンザウイルスの出現を想定した調査体制の確立、ワクチン供給体制の整備等の事前に對応しておくべき施策の着実な実施とともに、実際に新型インフルエンザウイルスが出現した場合の行動計画の策</p>
---	--

<p>定及びその定期的な見直しが重要である。</p> <p>二 迅速な情報入手システムの確立</p> <p>新型インフルエンザウイルスが出現した場合の危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型ウイルスの発生を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。国は、現在進めている国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、海外において新型インフルエンザウイルスが出現すると予測されている地域も視野に入れた国内外の情報収集体制の確立を図ることが重要である。</p> <p>三 インフルエンザワクチンの供給のための事前準備</p> <p>新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザに対するワクチン株の準備、インフルエンザワクチンの生産や供給が安全かつ迅速に行われるための体制の整備等を着実に実施することが重要である。</p> <p>四 先進国相互間の支援体制の強化</p> <p>世界のいずれかの地域において、新型インフルエンザウイルスが出現したり、流行した場合には、当該地域における緊急的な疫学調査、出現した新型インフルエンザウイルスの検出方法の開発、有効かつ安全なワクチンの開発等に関して、流行国に対する先進国相互間の支援体制を確立することが重要である。</p> <p>第七 関係機関との連携の強化等</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>関係するすべての機関が、役割を分担し、協力しつつ、それぞれの立場からの取組を推進することが必要である。このため、厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省等における普及啓発の推進、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進を図るほか、</p>	<p>策定及びその定期的な見直しが重要である。</p> <p>二 迅速な情報入手システムの確立</p> <p>新型インフルエンザウイルスが出現した場合の危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型ウイルスの発生を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。国は、現在進めている国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、海外において新型インフルエンザウイルスが出現すると予測されている地域も視野に入れた国内外の情報収集体制の確立を図ることが重要である。</p> <p>三 インフルエンザワクチンの供給のための事前準備</p> <p>新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザに対するワクチン株の準備、インフルエンザワクチンの生産や供給が安全かつ迅速に行われるための体制の整備等を着実に実施することが重要である。</p> <p>四 先進国相互間の支援体制の強化</p> <p>世界のいずれかの地域において、新型インフルエンザウイルスが出現したり、流行した場合には、当該地域における緊急的な疫学調査、出現した新型インフルエンザウイルスの検出方法の開発、有効かつ安全なワクチンの開発等に関して、流行国に対する先進国相互間の支援体制を確立することが重要である。</p> <p>第七 関係機関との連携の強化等</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>関係するすべての機関が、役割を分担し、協力しつつ、それぞれの立場からの取組を推進することが必要である。このため、厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省等における普及啓発の推進、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進を図るほか、</p>
---	--

<p>国及び都道府県等と医師会等の関係団体との連携を強化することによって、インフルエンザの発生動向の調査体制の充実、報道機関等を通じた積極的な広報活動の推進等を図ることが重要である。</p> <p>二 保健所及び地方衛生研究所の機能強化</p> <p>地域における感染症対策の中核としての保健所の役割を強化するとともに、感染予防対策を推進する上での所管地域の特性等の留意点を分析できるよう保健所の機能強化を図ることが重要である。また、都道府県等における病原体検査の中心的な役割を果たす地方衛生研究所の機能強化を図ることが重要である。</p> <p>三 専門家会合の開催</p> <p>予防接種に代表される発生の予防及びまん延の防止の方法は、科学的根拠に基づいたものであることが不可欠である。国は、インフルエンザの専門家から成る委員会を設置することにより、科学的知見を定期的に蓄積し、その結果をインフルエンザ対策に反映することが重要である。</p> <p>四 本指針の進捗状況の評価及び展開</p> <p>本指針を有効に機能させるためには、関係者が協力して本指針に掲げた施策に取り組むことが極めて重要である。このため、国は、流行期におけるインフルエンザの発生状況及び本指針に基づく取組の進捗状況を取りまとめ、次の流行期に備えておくべきである。</p>	<p>国及び都道府県等と医師会等の関係団体との連携を強化することによって、インフルエンザの発生動向の調査体制の充実、報道機関等を通じた積極的な広報活動の推進等を図ることが重要である。</p> <p>二 保健所及び地方衛生研究所の機能強化</p> <p>地域における感染症対策の中核としての保健所の役割を強化するとともに、感染予防対策を推進する上での所管地域の特性等の留意点を分析できるよう保健所の機能強化を図ることが重要である。また、都道府県等における病原体検査の中心的な役割を果たす地方衛生研究所の機能強化を図ることが重要である。</p> <p>三 専門家会合の開催</p> <p>予防接種に代表される発生の予防及びまん延の防止の方法は、科学的根拠に基づいたものであることが不可欠である。国は、インフルエンザの専門家から成る委員会を設置することにより、科学的知見を定期的に蓄積し、その結果をインフルエンザ対策に反映することが重要である。</p> <p>四 本指針の進捗状況の評価及び展開</p> <p>本指針を有効に機能させるためには、関係者が協力して本指針に掲げた施策に取り組むことが極めて重要である。このため、国は、流行期におけるインフルエンザの発生状況及び本指針に基づく取組の進捗状況を取りまとめ、次の流行期に備えておくべきである。</p>
---	---

(参考資料)

インフルエンザに関する特定感染症予防指針の概要

目的

本指針は、我が国最大の感染症であるインフルエンザについて、国、地方公共団体、医療関係者等が連携して取り組んで行くべき対策について、総合的観点から方向性を示すことを目的とする。

(概要)

第一 「原因の究明」

適切な予防の実施及び良質かつ適切な医療の提供を支援するため、インフルエンザの発生動向調査体制を整備し、調査の結果の公開及び提供を強化する。

第二 「発生の予防及びまん延の防止」

個人個人の予防が基本であり、個人予防の積み重ねにより、集団全体のまん延防止に結びつける。

インフルエンザについては、予防接種が最も基本となる予防法であり、個人の発病や重症化の防止の観点からも、予防接種を推進する。

第三 「医療の提供」

インフルエンザ様の症状を呈する患者の診療に当たっては、的確な鑑別診断が重要であり、かつ、高齢者等の高危険群に属する者に対しては、呼吸器症状の治療のみならず、十分な全身管理が重要である。

第四 「研究開発の推進」

インフルエンザは、いまだ解明されていない点が多く、基礎、疫学、臨床等の各分野における知見の集積は不可欠であるが、これらの自然科学的側面のみならず、社会的側面や政策的側面にも配慮した研究を行っていくことが重要である。

第五 「国際的な連携」

インフルエンザは、我が国のみならず世界中で発生する地球規模の感染症であり、我が国のインフルエンザ対策の充実と世界全体への貢献の観点から、国際機関、先進国等との連携を図りつつ、対策を進めていくことが極めて重要である。

第六 「新型インフルエンザウイルスの感染拡大阻止へ向けた危機管理体制の強化」

通常のインフルエンザ対策の充実強化を図りつつ、新型インフルエンザウイルスの出現を想定した調査体制、ワクチン供給体制の整備等、事前対応施策の着実な実施とともに、新型が出現した場合の危機管理体制の強化を図る。

第七 「関係機関との連携の強化等」

関係団体との連携を強化し、インフルエンザの発生動向の調査体制を充実し、報道機関等を通じた積極的な広報活動の推進等を図る。